

国等とみなす規定について

建築物省エネ法第 12、13 条では、国、都道府県又は建築主事置く市町村（以下「国等」という。）が特定建築行為を行う場合等の特例を設けています。

地方住宅供給公社・独立行政法人等の 9 法人について、法改正（平成 28 年 11 月 30 日公布、平成 29 年 4 月 1 日施行）で、国等とみなす規定が定められました。

適合性判定を行う際、国等とそれ以外とでは、適用条文・様式が異なるため注意が必要です。

【みなし規定に関する政令】

- ・地方住宅供給公社法施行令
- ・地方道路公社法施行令
- ・日本下水道事業団法施行令
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令
- ・独立行政法人水資源機構法施行令
- ・国立大学法人施行令
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令
- ・独立行政法人国立病院機構法施行令
- ・独立行政法人都市再生機構法施行令

（例：地方住宅供給公社法）

地方住宅供給公社法

（他の法令の準用）

第 47 条 不動産登記法及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

地方住宅供給公社法施行令

（他の法令の準用）

第 2 条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第 23 号及び第 26 号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 建築基準法第 18 条（同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 2、第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項において準用する場合を含む。）

（略）

二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条、第 13 条第 2 項